

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成18年2月14日（火）午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者（委員）

稲葉耶季，大平修，嘉数武，川端義明，小西洋，島榮子，照屋兼一，友利敏子，
西村則夫，宮良直人，諸見里道浩

（五十音順，敬称略）

※ 仲宗根用英，南部義廣の各委員は欠席

（庶務担当）

林良一（総務課長）

（説明補助者）

下川高範（事務局長），一尾信博（首席家裁調査官），平野利光（首席書記官），
前田亨（次席家裁調査官）

第4 議事

1 開会宣言

2 委員長あいさつ（那覇家庭裁判所長）

3 新任委員の紹介（大平修，嘉数武，照屋兼一，諸見里道浩）

4 意見交換

a 少年事件の動向

b 成年後見事件の動向と課題について

c 次回開催日について

5 閉会宣言

6 庁舎見学（新しく任命された委員のみ）

第5 少年事件について

- 前回に引き続きまして、少年事件について御意見を伺いたいと思います。ところで、平成17年度の最新の統計が御紹介できますので、それに基づき、昨年の少年事件の概況について、当庁の少年次席家裁調査官の方から若干の説明をしたいと思います。
- 一般保護事件の新受件数が、過去最高となりました。平成8年は1,114件であったものが、平成17年は2,525件となり、平成8年を指数100とすると、平成17年は指数226で、約2.3倍の伸びとなっています。一般保護事件の中には、道路交通法違反事件も含まれていますが、これは、減少傾向です。一般保護事件は、平成16年にいったん減少しましたが、平成17年は再び増加に転じ、勢いは止まっていません。増加の要因として、罪種別の構成比を見てみますと、窃盗が平成17年に57.35%と高率に達しており、平成16年と比較して、276件と大幅に増加しています。

県警の統計でも窃盗罪とりわけ万引きが増加していることが指摘され、店側が事件化せずに対応していたものを警察に通報するようになったことがその要因であると分析しています。家裁調査官の実務感覚としても、郊外型大型ショッピングセンターの増設により被害が増えたのではないかと見ています。

また、全国と比較して、粗暴犯の比率が高いのも沖縄の特徴です。平成17年度は11.62%で平成16年度に比べて1ポイント減少していますが、件数は前年から265件増加して過去4年間で最高の件数となりました。さらに、平成17年は前年と比較して住居侵入が31件から105件に、公務執行妨害が8件から17件へと急増しています。

次に、沖縄は、観護措置が取られた事件が多いことも特徴です。平成16年は、378件と平成15年の391件に比べて減少しましたが、平成17年は、387件とまた増加しております。観護措置の取られた事件の中身に占める一般保護事件の件数は、平成16年が339件であったのに対して、平成17年は346件と過去最高を示しています。新受件数に占める観護措置率は、平成15年に全国が9.

6%であるのに対して、沖縄は、13.7%と4ポイント高くなっています。この傾向は、今でも相変わらず続いております。

沖縄では、非行の背景に飲酒文化があります。本庁で平成17年に取り扱った道路交通法違反事件が577件ありましたが、そのうち、酒気帯び運転は、166件となっています。悪質なものについては、医務室の看護師が酒害の保健指導を行いました。呼気1リットル中に0.5ミリグラム以上のアルコール濃度が含まれている者を対象とし、166人中21人に対して、保健指導を行いました。沖縄では、非行とお酒のつながりを考えていかなければなりません。

- 引き続き、少年の更生を図る観点から、当庁では、試行的に始めた非行少年に対する学生ボランティアの活用について、紹介させて頂きたいと思います。この件についても、少年次席家裁調査官から若干の説明をしたいと思います。
- 少年事件においては、保護的措置として、これまでは、家裁調査官が個別面接で指導してきましたが、現在、少年の意識や行動の変化に対応して地域性や地域資源を活かしていく試みとして、a 学生ボランティアの活用、b 社会福祉協議会の奉仕活動への参加、c 臨床心理士による被害を考える会を立ち上げ、成果を上げているところです。

そこで、家庭裁判所委員会通信でも紹介した学生ボランティアについて、説明します。この学生ボランティアの活用の試みは、まだ立ち上げたばかりですが、これまで2件について実施し、6回の活動を行いました。1回について2人の学生に協力してもらい、学習支援活動を行い延べ12人の学生が参加してくれました。2件とも対象は中学生で、投げやりな子でしたが、学生ボランティアが関わってくれ、一定の成果を上げることができました。具体的な活動としては、家庭裁判所の庁舎内で午後半日を使い、科学室を利用してゲームや箱庭等を使って、遊びの中で学生ボランティアが、少年と通算して3回程度の関わりを持ち、学習支援活動を行いました。少年の感想文を見ると、数学の苦手な子が、学生ボランティアに教えてもらったところ、分かりやすくて、自分で教わったとおりにやってみたら、問題が解け、自信を取り戻したとして感謝していました。その他の試みもいくつか行っています

が、全てについて一定の成果が見られています。

○ 次に、前回の家庭裁判所委員会で被害者に関する御意見を頂きましたが、御承知のとおり閣議決定がありますので、被害者に対する支援について若干説明します。昨年12月27日に「犯罪被害者等基本計画」が決定されました。少年審判手続における被害者に関する制度として、次の3つが用意されています。

- a 被害者が、少年事件の記録を閲覧したりコピーしたりすることができるというもの
- b 被害者が、少年審判において意見を述べることができるというもの
- c 審判の結果を被害者に連絡するというもの

です。

今回、これら3つの制度をさらに活用できるよう、その周知に努力することが盛り込まれました。お手元に配布しました「少年犯罪によって被害を受けた方へ」と題するパンフレットもこの制度を周知するためのものです。また、被害者が少年審判を傍聴することができるかどうかについては、今後さらに検討を続けて結論を出すことになりました。

次に、当家裁委員会では、沖縄の少年事件を取り上げていますが、平成16年度から、少年の更生を図る観点から、裁判官が中学校に出向き出張講義を行っています。今回配布しました家庭裁判所委員会通信にも昨年の暮れに当庁裁判官が行った出張講義についての感想を掲載しております。この試みは、今後も継続していきたいと考えております。

また、前回、家裁委員会のテーマでした、補導委託先の開拓について家裁委員の方から有益な御意見を頂きました。現在も開拓に向けて鋭意努力中ですが、その開拓の方策として、社会へのアピールが足りないのではないかという意見がありました。その点につきまして、最近、開拓用のパンフレットが出来ましたので、お配りいたしますとともに、補導委託についての御理解を賜りたく思います（パンフレット「少年たちにあなたの力を～家庭裁判所の補導委託制度～」を席上配布）。

以上、平成17年度の少年事件の概況、学生ボランティアの活用、被害者に関する

る政府の動向，中学校での講義，補導委託先の周知などの点について，まとめて，御説明しましたが，いずれの点でも結構ですので，御意見，御質問がありましたら，御発言をよろしくお願いします。

- 沖縄の少年事件で観護措置の多い理由は何でしょうか。沖縄の特色の分析があれば，御紹介ください。
- 少年を取り巻く保護の環境が不安定なことがあげられます。両親が少年の面倒を見きれない状況にあります。片親が多いという趣旨ではありません。
- 観護措置が多いのは何故かという原因をきっちり掴んでおく必要があると思います。裁判官が中学校へ出向いて出張講義を行うということは画期的なことだと思います。家裁調査官も，こういうことを行っているのでしょうか。

家庭の状況，学校の状況（生徒と教師の関係，いじめの問題等）が，以前と比較して質的に何か変わってきているのでしょうか。家裁調査官は，そのあたりをきっちり分析しているのでしょうか。そのことについて，一番近いところにいる職種が家裁調査官だと思います。

- 家裁調査官は，学校や各地区のPTA等から要請があれば出かけていくスタンスでおります。全国的にも要請があれば出向いていき，話をしているところです。

当庁では，昨年，特定の中学校区のPTAからの要請で，家裁調査官が1回出かけてお話をさせていただきました。それらの機会を通じて，沖縄の状況についても分析を行っているところです。

- 沖縄の少年事件の増加の原因については，よく分析されていると思いました。沖縄における少年事件の背景として，沖縄特有の問題もあるが，一方，店側の問題として，陳列してある商品が取られやすい状況にあるということも聞き，店側にも責任があるのではないかと思うので，裁判所もその辺については，言って良いのではないのでしょうか。
- 全国的に，少年事件の原因について，家裁調査官が特に重大事件について分析をして社会に還元した例というのはあります。特に沖縄について，警察の方へ，原因分析をして発表したということがあったと思います。

沖縄県警本部長は、着任されたばかりですが、県警として、沖縄の少年事件の動向について何か感想をお持ちでしょうか。

- 警察の捜査は、刑法犯が中心ですが、捕まえてみて少年だったということもあります。少年事件が増加している要因として、万引きの増加が激しいこともあると思います。各警察署が店に防犯指導を行っており、防犯カメラの位置等についても具体的に指示しているため、検挙率が増え、その結果として少年事件の増加につながっているのかもしれない。

着任して間がないのですが、私が本土と違うと感じたところは、

- a 少年の深夜徘徊が多い。
- b 酒に寛大な文化がある。

ということです。

飲酒運転や粗暴犯が多い（人口比では日本一）ということから、かなりの部分で酒の害は大きいと思います。また、飲酒が低年齢化（中学生、小学生）しているということも特徴です。

また、先ほど、裁判所で学生ボランティアの活用の話がありましたが、警察でも同様に、大学生少年サポーターの制度を設け、平成17年度に36名委嘱しております。各警察署では、非行防止教室の開催や安全学習支援隊により非行防止に取り組んでいるところです。

沖縄の万引きは本土と違います。沖縄では、自分が欲しいということで盗みますが、本土は、換金のために商品を万引きしています。

- 少年事件に対するマスコミの関心はどのようなところでしょうか。
- 少年犯罪と一口に言っても、社会が反映されていると思います。沖縄は、家庭の在り方が本土と大分違うと思います。今、沖縄でいろんな面で問題となっていることは、地域の共同体が崩れてきていることです。地域どころか隣の連携も薄くなっている。少年の保護的措置の話を書くに付け、家庭の在り方が問われていると思います。自分のこととして受け止めないと解決しないと思っているところです。

ところで、当社の紙面においては、事件の分析は、県警の資料を用いております。

たが、家裁でも分析しておられることは知りませんでした。どのように県警と分析が違うのか、連携がどうなっているのかということ疑問として感じました。

- 年1回、警察職員との連絡協議会を持っています。警察の行う防犯活動と裁判所が行っている試みとしての学生ボランティアについては、制度としては違っていますが、重なる部分もあると思います。裁判所は保護的措置の中で種々の試みを行い少年事件に対処しているところです。また、事件の分析については、統計数字は裁判所独自のものであり、その範囲で家裁として、実務の面から分析しております。
- 裁判官も現場で講義をしていると聞いて、関心しました。また、家裁調査官は、肌身で事件の調査を通じて実情を知っておられる。それを発信して、欲しいと思います。現場が捉えた子供たちの肉声、大人たちの肉声をぜひ伝えて欲しい。県警の分析、裁判所の分析により、沖縄社会の方向性を示して欲しい。力を発揮してもらいたいと考えます。先ほど、県警本部長から、沖縄の飲酒運転は何とかならないかというお話がありましたが、マスコミは、どうしても大きな事件に集中しがちです。今日話を聞いていて、日常の現場における沖縄社会の歪みについて、さらに取材をしていきたい。
- 私は、保護司の活動に関わった事がありますが、学生ボランティアとBBSとどう違うのですか。ボランティアもいろいろあるので、全体がどういうつながりがあるのか明らかになると活動する側もやりやすいのではないかと思います。ボランティア全体の統一したシステム作りが求められるのではないのでしょうか。子供たちは、ちょっとしたきっかけで良くも悪くもなると思います。学生が気軽に参加できる仕組みを作って欲しいと思います。この学生ボランティアは、どういう大学が参加しているのか興味がありますので、差し支えなければ教えてください。
- 琉球大学のサークルで、BBSと深くつながっています。人数は約30人です。
- 4年前まで県の嘱託で交通指導員をしておりました。その中で、取り扱った少年は少なかったのですが、印象に残っている事案を紹介します。
 - a 無免許運転を繰り返していた少年です。両親は働き者でしたが、親の愛情が薄く、本人はもてたいということでバイクや車を無免許運転していた者です。

b 暴走族で、あと1回検挙されたら学校を退学になるという少年でした。父親は社会的に地位のあり、厳格な人でした。この少年は、学力がついていけず、暴走族に入っていました。

c 酒気帯びの少年グループに入っていた少年です。友人や家庭でも酒を飲ませていました。バイクを窃盗して捕まった少年でしたが、本人は、借りたというのです。少年の親も、子供が返すと言っているのにと抗議してきました。そのとき、例え話で、「あなたの家のテレビをだまって持っていったら、それは、借りたの、盗んだの。」と言って、理解させたことがあります。親も子供も未熟な面があります。

現在、民生委員をしています。深夜徘徊する子供二人（小学生と幼稚園生の兄弟）について、困ったことがありました。父親は遅くまで仕事をしており、子供達の面倒が見られない、母親は家を出ているという状況でした。地域で対策を話し合い何とか解決しました。そのとき、横の連絡としての地域サポートが必要だと実感しました。地域の小さなつながりにより問題を解決することもあります。

- 配布して頂いた家庭裁判所通信は、どの範囲に配っているのですか。
- 家庭裁判所委員のみにお配りしています。
- 一般の人にも配布して良いのではないのでしょうか。また、学生ボランティアは、どこで誰がどのように関わっているのでしょうか。
- 家裁の調査官室で実際の勉強を教えています。最初は、父母も少年も全員が集まり、いろいろな話をします。その後、実際の場面では、一人の少年に学生が二人ついて、勉強を教え、その間に調査官が保護者と話しています。
- 補導委託先の開拓について、どこにパンフレットを配っているのですか。
- このパンフレットは、受託希望者に配布しているもので、一般に配布しているものではありません。
- 弁護士は、少年事件に関与する場合、捜査段階では弁護人として、審判になると付添人として関わることになりませんが、それほど多くの少年事件には関わられません。少年事件は、スケジュールがタイトなため、日常業務の外に少年事件を受けるとな

ると、パニック状態になります。弁護士が少年事件に関わる場合、新聞報道された事件について弁護士会から委員会派遣されて関与するとき、裁判所からの要請に応じて関与するときなど、ケースはまちまちです。少年事件を依頼されると、審判期日に切迫した時点であるため、弁護士のスケジュールとなかなか合わないということがよくあります。また、担当することとなった少年が、面接してもなかなか心を開いてくれない、理解してもらえないということがあります。弁護士は、少年の自立を援助する立場にあり、警察官とは違うということをお話してもなかなか心を開いてくれないのが事件を受け持つての感想です。

また、マスコミに対して、批判ではなくお願いしたいことは、いじめにより被害を受けた少年が、損害賠償訴訟を起こした場合、例えば、「2,000万円の損害賠償を求めた。」と具体的な金額を明示して報道すると、学校で、『そんなに請求したのか。』などと「2,000万円」で事件が特定され、再びいじめられます。これは、新聞記事によったものですが、金額を表示することが妥当かということもあります。

第6 家事事件について

○ それでは、前回、若干、御紹介いたしました。家事事件のうち、成年後見事件について説明いたします（家裁委員会通信、東京都のホームページ「成年後見人等の養成事業について」及び法務省民事局の作成によるパンフレット「ご存じですか 成年後見制度 成年後見登記」に基づき説明）。

成年後見制度は、簡単に言うと、自分でお金の計算が出来なくなったとか、判断が難しくなった人に代わって代理する人を選任し、成年後見の開始を決定するものです。家庭裁判所は、成年後見開始の審判と成年後見人選任の審判に携わっています。お配りしました那覇家庭裁判所委員会配布資料の2ページ「平成17年版高齢化社会白書」を見ていただきたいのですが、今、成年後見制度が注目されているのは、新聞でも報道されておりましたけれども、日本は高齢化社会が進んでいます。そうすると、認知症によって判断が出来なくなる人が増えてきますが、そこで財産の処分をするというとき選任する必要が出てきますし、一方、その人を狙った犯罪

からその人を助けるために成年後見制度を利用しようという話になっております。沖縄県は全国の伸びに比べると高齢化は進んではいけないので、今のところは安心できるのですが、今後は沖縄でも高齢化が進んでいくものと思われます。そこで、沖縄における成年後見事件についてみると、配布資料の4ページに成年後見事件の推移を掲載しておりますが、平成15年にピークを示した後、減少傾向にあります。しかし、家裁委員会通信にも書いていますが、成年後見制度と車の両輪といわれ同時に始まった介護保険制度が改正され、今年4月からスタートしますが、地域包括支援センターを立ち上げて、市町村が成年後見制度の申立てを積極的に進めるという事業を行うことになり、今後、成年後見制度の利用が進むことが見込まれます。

また、配布資料の3ページに示しておりますように、昨年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しており、この法律の中にも、第28条に成年後見制度の利用を進めることが明記されており、この影響によっても、今後、さらに、成年後見制度の利用が進むものと思われます。

次に、今後、成年後見制度の利用が進んでいく場合に、家庭裁判所として、制度の円滑な運用が行えるよう、後見人としてどういう人を選任するのがいいのかということが問題となります。普通は、親族が後見人になりますが、親族がいない場合とか、親族はいても協力してくれないとか親族同士が対立してまとまらないという事態もあります。このような場合は、家庭裁判所では、親族ではない専門家をお願いすることになります。弁護士、司法書士、社会福祉士等の方に、関係団体を通じて依頼し、推薦をいただいて適任者を選任して対応しているところです。しかし、親族が対立していると職務の負担が大きくなるという状況があります。成年後見人の種類とその割合については、配布資料の4ページに示したとおりです。那覇の場合は、親子や兄弟姉妹、配偶者以外にその他の親族も選ばれています。これは、地縁、血縁の表れだと思います。

配布資料の5ページは、高齢化が進んでいる東京都について、ホームページに掲載されている「成年後見人等の養成事業について」によると、後見人が親族と弁護士等の専門家に限られており、適切な後見人がいないため成年後見制度の活用が十

分に進んでいないため、後見人候補者の養成を検討しているという動きがあります。

本日は、成年後見人の仕事の実情をより具体的に御理解いただくため、社会福祉士のAさんをお呼びしておりますので、これから、直接話を聞きながら進めていきたいと思っております。

Aさんは、現在、特別養護老人ホーム「嬉の里」に勤務しており、平成17年5月から沖縄県社会福祉士会の成年後見権利擁護委員会の委員長も務めております。社会福祉士になられたのは、平成10年です。それでは、私の方から質問をしていきます。

社会福祉士を目指したきっかけは何ですか。

- 福祉系の大学を卒業したのですが、そのときに社会福祉士の資格を取得しました。平成12年に介護保険制度の導入とそれに伴って成年後見制度が開始され、関心を持ったことから、平成14年に日本社会福祉士会が主催する成年後見人の養成研修を受講して、現在、第三者後見人として活動しております。
- 社会福祉士ですが、成年後見人になるためにはそれだけでは足りずに、何か研修を受けるということを聞いたのですが。
- 日本社会福祉士会という会で東京に本部があるのですが、まず、社会福祉士の資格を取得して会に入会し、2年以上経った者が研修を受けられます。福祉制度については把握しているのですが、弁護士さんや司法書士さんと違って、法律の分野が勉強が足りないところがありますので1年間通信教育とスクーリングを受講した後、第三者後見人として活動することになります。
- 後見人になって良かったことはありますか。
- 私たち社会福祉士会が受任するのは、市町村長申立てに係るケースがほとんどで、親族がいらっしゃらない、若しくは、親族がいても協力が得られない場合に第三者後見人として受任するわけです。そのため、私が受けた2ケースについてお話しますと、これまで一人でおられて、初めて味方のような人が力になってくれるということや今まで意思表示の出来なかった方が、私たちが面会にいきますので心を開いてくれたりということがやりがいを感じたところです。また、家族関係が悪かった

ことが原因になっていたところも、私たちが関わることによって、そこから家族の仲違いもなくなり、少しずつ良い方向に向かっていくのがやりがいを感じる場所です。

- 成年後見人に就任すると、どんなお仕事をメインにされていますか。
- 私たちが受任するケースでは、例えば、入院しているところからそろそろ退院させたいが、今後施設に入所するについて契約能力が不十分であるということで依頼を受けることが多いです。本人が安心して住める場所の確保が一番になってきます。そこで、介護保険等の制度を使いながらの契約の問題、関わりが多くなってきます。
- 本人の状態は良くないということになると、付き添った病院から呼ばれるということも一般にはあるのですか。
- 私自身、今まで2件收容したのですが、かなり高齢者の方で、急変したりとか、急に電話がかかってきて呼ばれたりということが度々ありました。親族がいらっしゃる方には、お願いしながら対応ができるのですが、親族がいらっしゃらない方に関しては、私たちが病院との契約をしたり、入院が長期になる場合は、家政婦さん等をお願いしたりしながら、入院中の介護をしています。
- 後見人をしていてつらいことはどういうときですか。
- 本職を持ちながら、傍らで第三者後見人を受任していますので、本職との調整が大変です。また、高齢者の方は、体調が思わしくないとか急変した場合に対応が一番難しくなっています。受任した2件とも高齢者で1年未満の受任期間だったものですから、じっくりと関わりがもてなかったということがあります。もう少し本人の状態が安定していれば、時間をかけてよりよい支援が出来たのではないかと思います。
- 成年後見人の職務は、1年未満ということは、最後はどのような結果になったのですか。
- 1件は、親族の方がいらしたので、親族の方に後見人になっていただくことで終了しましたが、もう1件は、妹さんがいらっしゃるのですが、この方は寝たきりで、

後見人に就ける状態ではありませんでした。市町村長申立てのケースでしたので、依頼者との間で死後の話し合いも持っておりましたし、本当は権限ではないのですが、終了後の死後の事務まで行いました。

- 個人的な意見で結構ですが、現在、困っていることはありますか。
- 今まで関わった中で、医療の面について第三者後見人は同意ができないものから、容体が急変した場合や手術とか治療が必要な場合に医師から説明を受けるのはできるのですが、それに対して私の方で、イエス・ノーと答えることが出来ません。その辺を制度上認めてもらえればと思います。また、死後の事務についての権限が与えられていないため、死亡届も出せませんので、そこら辺の取り組みについても、実際やってみると大変だったなと思うところです。さらに、金融機関との関わりでは、本人の金銭管理をやっていくわけですが、金融機関の取扱いでも、例えばキャッシュカードを使うことが出来ないところが多くて、窓口での取引しかできない、その際も、引き落としなんかは請求書がないと支払が出来ないとか、銀行に行くこと一つにしても大変ですし、同じ銀行でもこの支店じゃないとだめとか細かい決まりがあって、そこら辺も、もっと融通がきけばいいなと思うところです。
- 現在、成年後見人の候補者の数は、今のところ回っているのですが、将来心配があると思うのですが、そのところはどうか。
- 私の会では15名が登録しております。現在、3月に終了するのですが、5人が研修中です。離島では、石垣に1人いますが、宮古には、研修を受けている人もいません。また、北部の方でもうちの会の会員自体が少ないこともあって、受け入れられないということで御迷惑をおかけしております。会の方でも話し合いを持って、適任者を手配できるようにしたいと思っております。

4月から始まる高齢者虐待防止法とか地域包括支援センターの創設によって、今後、市町村長申立てが増えてくると思われますが、対応できるか会としての課題です。

- 沖縄における特徴的なことはなんですか。
- 私たちが受けるのは、市町村長申立てが主で、福祉のようなサービスを中心とし

た活動を行っています。

- 私自身は、後見人の経験はないし、弁護士会の委員会にも入っていないので、現在の議論がどうなっているのかわかりません。一つ言えるのは、後見人の仕事は大変な仕事であるという話は聞きます。
- 成年後見制度が、高齢社会にどのように対応するのか、高齢者の虐待防止にどのように取り組むか、消費者被害の防止にどのように対応するかについて、家庭裁判所としては特に、適切な後見人の確保について、どのように取り組むかが重要と思われれます。
- 高齢者を対象とする犯罪は、全国的に多発しています。振り込め詐欺、リフォーム詐欺等も以前は対面式で犯罪を犯していましたが、今は、対面しない形での犯罪もあります。沖縄も心配ないわけではありません。
- 後見人の種類を見ると、家族、親族が多い。財産分与やいろいろな問題があると思うので、第三者が後見人となるのがマスコミとしてはふさわしいと思いますが、実態はどうなっているのですか。
- 親族が後見人になると、同じ財布でごっちゃになりやすく、トラブルが発生しやすいということが問題です。財産管理の面からは弁護士に後見人になってもらうのが望ましいのですが、身上介護については、社会福祉士が優れているといえます。逆のことも言えます。可能であれば2人選任できるといいのですが、本人に財産がないと報酬が払えないため、むずかしいです。財産がない場合、市町村の援助を受けることもあります。
- 社会福祉士は、資格を取得するのが難しいと聞いています。私は、民生委員もしているのですが、地域の身近な者としてお役に立てればと思いますが、民生委員は地域のおじさん、おばさんがなっているので、資格取得が容易でないため断念せざるを得ません。
- よくヘルパーが預金を引き出して問題となりますが、職業倫理に関するガイドラインはあるのでしょうか。
- プライバシーの問題もありますし、どこまで踏み込んでいくのかということがあ

ります。沖縄の場合は、私たち会の中で、ぱあとなあ沖縄という成年後見センターを立ち上げております。その中で、いろいろなケースやテーマについて、どのように関わるのか、会のメンバーで話し合いを持って取り組んでいます。金銭管理についても、きちんと見ていかないと問題が起こりうるということで注意しています。今、日本社会福祉士会では、年2回後見の活動報告書の提出義務があり、それに基づいて、適切な活動をしているという報告をしながら管理をするような形になっています。ただし、今後、人数が増えてきたり、受任件数が増えると、その点についてきちんとできるのか危惧されるところです。

- 親族であれば後見人が出来ると言われるが、金銭管理については、第三者についてのガイドラインがないと、今後、親族も後見人としてやっていくことは難しいのではないのでしょうか。第三者の行動様式を規定するガイドラインが必要ではないのでしょうか。親族の場合は、財布が一緒なだけに特に難しいと思います。
- 財産管理については、第三者後見人だけの問題ではなく、親族についてもきっちりどうするのかということが問題です。ガイドラインに加えて処罰することも検討する必要があると考えます。
- 先ほど、東京都のホームページの後見人等の養成事業についての紹介もありましたが、沖縄の養成事業の進捗はどうなっているのか、また、家庭裁判所と法務局との関連の実態がどうなっているのかということを知りたいということと、この成年後見制度がホームページを見ますと5年半をすぎているということ、私は今知ったのですが、制度自体の家庭裁判所の役割、法務局の役割それから地方自治体の介護保健課の三者の制度の連携がどうなっているのかお聞きしたいです。
- 東京都もまだ着手したばかりと思われる。沖縄を含めて他府県も後見人の養成に着手していないものと思われる。
- 裁判所は、後見人養成事業を進めていくのですか。
- 先ほど話が出ました、ガイドラインのない人にも広げますかという問題もあり、今後どのようにして後見人を拡大していくのか難しいところです。
- 後見人の養成事業は、社会福祉士の数のこともあり、喫緊の課題ですね。

- どうするかについては、現在検討中です。成年後見だけではなく、年齢の若い知的障害のお子さんを持つお母さん方の中でも、心配しており、今自分たちが後見人になっているけれども、自分たちがいなくなった後のことについてどうするのか、後見人を確保できるのかという問題意識もあるようです。

今日は、いろいろな意見が出されましたので、こちらでも、御意見を参考にして検討していきたいと思います。

第7 その他

- 学生ボランティアの件ですが、琉球大学以外の大学に対する依頼はしていないのですか。
- 学生ボランティアは、こちらからつてでお願いしているのが現状です。
- 他の大学へも依頼したり、県庁を通じて依頼するなどもっと広げていく必要があるのではないのでしょうか。
- 家庭裁判所委員会の議題は、裁判所が決めるのですか。
- 次回開催を9月ころに予定しているのですが、そのころに、ふさわしい議題があれば皆様にお諮りしたいと考えています。
- 私は、家庭裁判所委員会の委員は初めてですが、裁判所のホームページを見ると、地裁委員会の発足に関する事項が掲載されています。そこには、地裁委員会は、市民的な目から見た視点で裁判所の運営について議論するとしています。このことは、家庭裁判所委員会の趣旨も同じではないのでしょうか。

例えば、調停委員等興味のある問題です。家庭裁判所が取り扱う事件や少年問題、成年後見制度について議論するのも大切だと思いますが、家庭裁判所の運営に関する事項について討議することも意義があるのではないのでしょうか。

- 調停委員に限らず、家庭裁判所の仕事の全体像を知りたいので、議題を考える場合は、考慮してください。
- 国民の求める調停委員像について、議論してみてもいいのではないのでしょうか。

第8 次回開催日について

- 次回開催日は、9月5日（火）午後2時からを予定しています。議題につきまし

では、ただ今、家事調停の運営の実情等を取り上げてはどうかとの御意見をいただきましたので承知しましたが、この他にも御提案がありましたら、1か月前くらいまでに、総務課長まで御連絡ください。